

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で

受入年齢が5歳児までの保育所・認定こども園の0～4歳児クラス保護者様用

受入年齢が2歳児までの保育所・地域型保育事業所の0～1歳児クラス保護者様用

受入年齢が1歳児までの地域型保育事業所の0歳児クラス保護者様用

令和8年度 転園に関するご案内

1 提出書類

次のア～ウ(ウは該当する方のみ)の書類を提出してください。

ア 利用保育所等変更申請書(本資料に添付の厚紙の紙になります)

※希望する保育所等の施設名のほか、施設コードの記入が必要となります。10～12ページの「資料3:保育施設一覧」をご確認ください。

イ 保育の必要性の事由を証する書類(保育所等にて配布、市ホームページよりダウンロード可)

※詳細は4～7ページ「資料1:保育の必要性の事由を証する書類」をご確認ください。

※保育の必要性の事由を証する書類は父母ともに必要となります。

ウ その他必要となる書類(該当者のみ)

※詳細は8～9ページ「資料2:その他必要となる書類」をご確認ください。

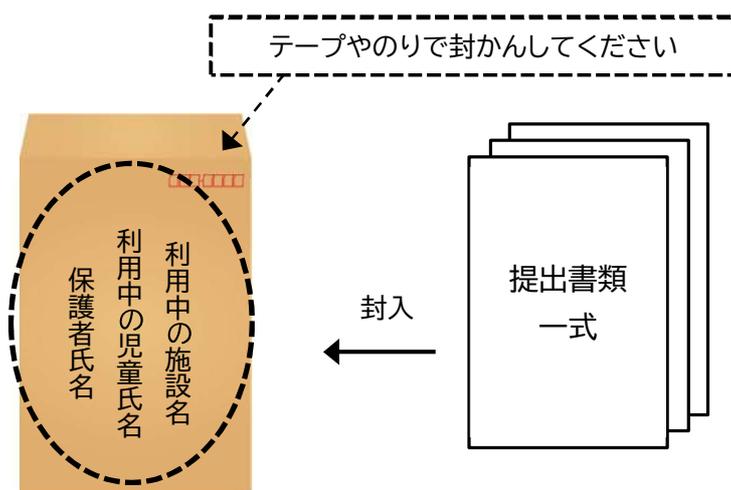
2 提出方法、提出期限

次のア～ウのいずれかの方法により提出してください。

ア 利用中の保育所等へ提出する場合

【提出期限:令和7年10月15日(水)】

封筒に、利用中の保育施設名、児童氏名及び保護者氏名を記載し、申込書類を一式封入のうえ、封かんして提出してください。



市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で

受入年齢が5歳児までの保育所・認定こども園の0～4歳児クラス保護者様用

受入年齢が2歳児までの保育所・地域型保育事業所の0～1歳児クラス保護者様用

受入年齢が1歳児までの地域型保育事業所の0歳児クラス保護者様用

イ 保育幼稚園課へ郵送する場合

【提出期限:令和7年10月23日(木)16時30分※保育幼稚園課必着】

宛先:〒332-8601 川口市青木 2-1-1 川口市子ども部保育幼稚園課入所係宛

ウ 一斉受付会場で提出する場合

【以下の日程で受付を行います。受付時間内に各会場にお越しください。】

令和8年4月1次一斉受付のスケジュール

受付日	受付場所	受付時間	住所
令和7年11月5日(水)	鳩ヶ谷庁舎 3階 306 会議室	10:00	三ツ和 1-14-3
令和7年11月6日(木)	戸塚公民館 3階ホール		戸塚東 3-7-1
令和7年11月7日(金)	第二本庁舎 6階大会議室	15:00	青木 2-1-1
令和7年11月10日(月)	第二本庁舎 6階大会議室		青木 2-1-1

※当日の来場者数の状況によっては、受付までに長時間お待ちいただく場合もありますので、ご注意ください。

3 書類提出後の流れ

ア 記入漏れや不足書類がなかった場合

受付が完了した旨の内容を記した書類を郵送します。利用調整結果を通知するまでお待ちください。

イ 記入漏れや不足書類があった場合

記入漏れの書類又は不足書類の内容を記した書類を郵送しますので、下記の提出期限までに、不足書類等を持参又は郵送(期限日までに必着)により、提出してください。

【不足書類等の提出期限:令和7年11月19日(水)16時30分※保育幼稚園課必着】

4 留意事項

申請にあたっては、下記の事項をよくご確認のうえ、申請を行ってください。

ア 転園が決定した場合について

転園を辞退することはできません。現在利用中の保育施設に通い続けることはできませんので、転園先の保育施設の利用を希望しない場合でも、現在利用中の保育施設を退所していただきます。

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で

受入年齢が5歳児までの保育所・認定こども園の0～4歳児クラス保護者様用

受入年齢が2歳児までの保育所・地域型保育事業所の0～1歳児クラス保護者様用

受入年齢が1歳児までの地域型保育事業所の0歳児クラス保護者様用

イ 申請の有効期間について

申請書チェック欄の「5月以降も変更を希望する」にチェックをした場合は、5月以降、令和9年1月までの利用調整において、申請が有効となります。年度途中で転園が決定した場合、上記アのとおり、転園を辞退することはできませんので、転園希望がなくなり、変更を取り下げの場合は、各月申込締切日までに保育幼稚園課に連絡してください。

なお、「4月のみ変更を希望する」にチェックをした場合は、4月(1次・2次)に転園が保留となった時点で、その申請は自動的に取下げとなります。5月以降に転園をしたい場合は、再度申請が必要です。

ウ 兄弟姉妹同時に申請をする場合

兄弟姉妹で同時に転園申請をする場合や、転園申請をするお子さん以外に新規利用申込をするお子さんがいる場合、利用保育所等変更申請書裏面の記入が必要となります。選択した番号は、利用調整に大きく影響しますので、慎重に検討のうえ記入してください。

不明な点がございましたら、保育幼稚園課までご連絡ください。

エ 希望保育所等を変更する場合

書類の提出後、希望保育所等を変更する場合は、令和7年11月19日(水)16時30分必着で、「申込内容変更届」を提出してください。「申込内容変更届」は、市のホームページからダウンロードしてください。(保育幼稚園課窓口にも直接来庁し、その場で記入することも可能です。)

5 申請を取り下げる場合

書類提出後に家庭の状況が変わった等で、申請を取り下げたい場合は、下記期日までに必ず保育幼稚園課に連絡してください。

【取下げ期限:令和7年11月19日(水)】

※取下げ期限を過ぎてから取下げの連絡があった場合は、通常どおり選考を行い、その結果内定した園に通うことになります。

6 令和7年度の転園申請について

令和8年度の転園申請を行ったかどうかに関わらず、令和7年度(今年度)の転園申込は、令和8年1月申込まで有効です。「現時点で転園できていないのであれば、卒園(あるいは今年度末)まで今の園に預けたい」等の理由で令和7年度中の転園を希望しなくなった場合は、必ず取り下げの連絡を行って下さい。令和8年1月の利用調整まで、現在お預かりしている令和7年度転園申請のとおり選考を続け、内定した場合は必ず転園することになります。また、転園の希望園や兄弟条件を変更したい場合は、申込内容変更届を提出してください。

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で

受入年齢が5歳児までの保育所・認定こども園の0～4歳児クラス保護者様用

受入年齢が2歳児までの保育所・地域型保育事業所の0～1歳児クラス保護者様用

受入年齢が1歳児までの地域型保育事業所の0歳児クラス保護者様用

資料1:保育の必要性の事由を証する書類

※川口市所定様式は保育園から受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
<p>就労(1か月当たりの就労時間が64時間以上) ※法人代表者又は個人事業主を除く</p>	<p>・就労証明書</p>	<p>必ず就労先事業者にて作成を依頼してください。 就労先事業所に無断で作成又は改変を行った場合は、内定取り消し(入所後は退所)となります。 ＜就労証明書を準備する際の注意＞ ※川口市が指定する様式を使用してください。 ※利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って3か月以内に発行された書類が有効です。 ※複数の勤務先で就労されている場合は、それぞれの勤務先の就労証明書が必要です。</p>
<p>就労(1か月当たりの就労時間が64時間以上) ※法人代表者又は個人事業主である場合</p>	<p>・就労証明書 ・(法人の場合) 法人事業概況説明書(又は会社概況書「1.総括表」)の両面の写し ・(個人の場合) 青色申告決算書(又は収支内訳書)の1枚目、2枚目控えの写し</p>	<p>※前頁＜就労証明書を準備する際の注意＞をご確認ください。 ※令和7年1月以降に開業したなど、やむを得ない理由により左記書類の提出ができない場合は、直近3か月分の収入が分かる書類(請負契約書や受注票等)を提出してください。書類が提出できない場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。 ※就労時間は、収入(売上)金額を埼玉県最低賃金1,078円(令和6年10月1日時点)で割り返して算出します(割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く)。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。 ※事業収入以外にも給与収入があるかたにつきましては、左記書類のほか、追加で確定申告書B(第1表、第2表)などを求める場合があります。</p>

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で

受入年齢が5歳児までの保育所・認定こども園の0～4歳児クラス保護者様用

受入年齢が2歳児までの保育所・地域型保育事業所の0～1歳児クラス保護者様用

受入年齢が1歳児までの地域型保育事業所の0歳児クラス保護者様用

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
<p>就労(1か月当たりの就労時間が64時間以上) ※勤務する会社の代表者が配偶者である場合</p>	<p>・就労証明書 ・就労実態申告票</p>	<p>※前頁<就労証明書を準備する際の注意>をご確認ください。 ※配偶者が代表者となる法人(個人事業主)の就労時間は、収入(売上)金額を埼玉県の最低賃金1,078円(令和6年10月1日時点のもの)で割り返して算出します(割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く)。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。 ※1か月当たりの就労時間が64時間未満の場合は保育所等利用に関する誓約書の提出もあわせて必要です。 ※就労実態申告票は、利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って3か月以内に発行された書類が有効です。</p>
<p>就労(1か月当たりの就労時間が64時間未満)</p>	<p>・就労証明書 ・保育所等利用に関する誓約書</p>	<p>※川口市が指定する様式を使用してください。 ※保育所等利用に関する誓約書は、利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って3か月以内に発行された書類が有効です。</p>
<p>内職</p>	<p>・就労証明書 ・収入の分かる書類</p>	<p>※収入のわかる書類とは、青色申告決算書(又は収支内訳書)の1枚目、2枚目控えの写し、もしくは、直近3か月分の収入が分かる書類(請負契約書や受注票等)となります。これらの書類が提出できない場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。 ※就労時間は、収入(売上)金額を埼玉県の最低賃金1,078円(令和6年10月1日時点)で割り返して算出します(割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く)。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書の提出をいただき求職活動認定となります。 ※業務委託として委託元事業所が就労証明書を作成いただける場合は、内職となりません。</p>

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で

受入年齢が5歳児までの保育所・認定こども園の0～4歳児クラス保護者様用

受入年齢が2歳児までの保育所・地域型保育事業所の0～1歳児クラス保護者様用

受入年齢が1歳児までの地域型保育事業所の0歳児クラス保護者様用

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
就労内定	・就労証明書	<p>就労内定の場合は、必ず就労先事業者にて作成を依頼してください。</p> <p>就労先事業所に無断で作成又は改変を行った場合は、内定取り消し(入所後は退所)となります。</p> <p>※川口市が指定する様式を使用してください。</p> <p>※就労予定時間を記載してください。</p> <p>※就労証明書に記載された1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、「保育所等利用に関する誓約書」の提出が必要となります。</p>
起業準備		
妊娠・出産	・母子健康手帳の写し	<p>※母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されている部分をコピーして提出してください。</p>
障害	・障害者(療育)手帳の写し	<p>※氏名や等級・有効期限(判定日)が記載されている部分をコピーして提出してください。(有効期限(判定日)内のもの)</p> <p>※有効期限(判定日)が保育所等の利用希望開始日より前に終了する場合は、手帳の更新後に、新たな手帳等の写しの提出が必要となります。</p>
病気・怪我 (入院中)	<p>・ア～イのいずれかの書類</p> <p>ア 診断書</p> <p>イ 入院計画書の写し</p>	<p>※申込時点で、1か月以上の入院の場合(1か月以上の入院が見込まれている場合も含む)で、利用希望開始日以降も引き続き治療等が必要と見込まれているかたが該当します。</p> <p>※利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。</p> <p>※診断書は、保護者のかたが家庭で保育ができない旨と入院期間、治療等に要する期間の記載が必要です。</p> <p>※入院期間や治療等に要する期間が保育所等の利用希望開始日より前に終了する場合は、保育所等の利用開始までに、利用開始日以降の新たな診断期間と家庭で保育ができない旨の記載のある診断書(または利用開始日以降の入院計画書の写し)の提出が必要となります。</p>
病気・怪我 (入院中以外)	・診断書	<p>※入院中以外(1か月以内の入院の場合を含む)で、利用希望開始日以降も引き続き治療等が必要と見込まれているかたが該当します。</p> <p>※利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。</p> <p>※保護者のかたが家庭で保育ができない旨と治療等に要する期間の記載が必要です。</p> <p>※治療等に要する期間が保育所等の利用希望開始日より前に終了する場合は、保育所等の利用開始までに、利用開始日以降の新たな診断期間と家庭で保育ができない旨の記載のある診断書の提出が必要となります。</p>

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で

受入年齢が5歳児までの保育所・認定こども園の0～4歳児クラス保護者様用

受入年齢が2歳児までの保育所・地域型保育事業所の0～1歳児クラス保護者様用

受入年齢が1歳児までの地域型保育事業所の0歳児クラス保護者様用

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
災害復旧	・罹災証明書	※利用申込前に保育幼稚園課にご相談ください。
同居親族の介護・看護 (1か月当たりの介護・看護時間が64時間以上)	・介護・看護状況申告書 ・ア～ウのいずれかの書類 ア 診断書(入院計画書の写し) イ 介護保険被保険者証の写し ウ 障害者(療育)手帳の写し	※介護・看護状況申告書は川口市所定様式を使用してください。 ※診断書(被介護者が入院しており、入院中も介護・看護が必要な場合は、入院計画書でも可)は、利用申込日(郵送の場合は到着日)の6か月前までに発行されたものが有効です。 ※介護保険被保険者証は、認定が記載されている部分をコピーして提出してください。 ※障害者(療育)手帳は、氏名や等級・有効期限(判定日)が記載されている部分をコピーして提出してください。(有効期限(判定日)内のもの)
求職活動(予定含む)	・保育所等利用に関する誓約書	※川口市所定様式を使用してください。 ※利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って3か月以内に記入された書類が有効です。
就学(1か月当たりの就学時間が64時間以上)	・在学証明書 ・時間割表 ・卒業予定日を示す書類の写し	※通信教育は就学と認めていません。 ※在学証明書が提出できない場合は、学生証のコピーを提出してください。 ※オンラインの授業を受けている場合は、時間割表にどの授業がオンライン授業か記載をしてください。 ※時間割表は、1週間当たりの授業時間等がわかる書類を提出してください。
就学予定(1か月当たりの就学時間が64時間以上)	・入所希望月に入学することが確認できる合格通知書の写し ・時間割表 ・卒業予定日を示す書類の写し	※通信教育は就学と認めていません。 ※オンラインの授業を受ける場合は、時間割表にどの授業がオンライン授業か記載をしてください。 ※時間割表は、1週間当たりの授業時間等が分かる書類を提出してください。
虐待やDVのおそれ	・申立書 ・公的機関が発行する証明書(保護命令書、保護証明書等)	※申立書は、川口市所定様式を使用してください。 ※利用申込前に保育幼稚園課にご相談ください。

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で

受入年齢が5歳児までの保育所・認定こども園の0～4歳児クラス保護者様用

受入年齢が2歳児までの保育所・地域型保育事業所の0～1歳児クラス保護者様用

受入年齢が1歳児までの地域型保育事業所の0歳児クラス保護者様用

資料2:その他必要となる書類

家庭やお子さんの状況	必要となる書類	留意事項
保護者が外国籍である	<p>・在留カードの写し (両面)</p>	<p>※父母共に外国籍の場合、両親分が必要です。 ※在留資格が「特定活動」の場合は、特定活動の指定書の写しも同時に提出していただく場合があります。 ※就労・求職活動を理由に利用申込を行う場合は、利用申込日時点で就労許可が下りていることが確認できる在留カードの提出が必要です。 ※在留カードの有効期限が保育所等の利用希望開始日より前に終了する場合は、保育所等の利用開始までに、更新後の在留カード(利用開始日以降の有効なもの)の提出が必要となります。提出がない場合、退所(辞退)となることがあります。</p>
母子・父子家庭である	<p>・戸籍の全部事項証明書 (戸籍謄本)</p>	<p>※お子さんを監護しているかたの戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)をご提出ください。母子家庭なら母、父子家庭なら父の戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)が必要です。 ※利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。 ※6か月前までに発行されたものであっても現状と異なる場合は、最新の状況が記載されたものを提出してください。 ※手続き中等の理由により戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)を提出できない場合は「離婚届受理証明書」を提出してください。 ※現に同居している場合(住民票が同一の場合を含む)は、母子・父子家庭とは認められません。 ※外国籍のかたで戸籍を提出できない場合は、「申立書(外国籍のひとり親専用)」を保育幼稚園課ホームページよりダウンロードして提出してください。</p>

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で

受入年齢が5歳児までの保育所・認定こども園の0～4歳児クラス保護者様用

受入年齢が2歳児までの保育所・地域型保育事業所の0～1歳児クラス保護者様用

受入年齢が1歳児までの地域型保育事業所の0歳児クラス保護者様用

家庭やお子さんの状況	必要となる書類	留意事項
保護者が離婚を前に別居している	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚調停中又は裁判中であることを証する書類の写し (事件係属証明書、調停期日通知書等) 	<p>※書類が提出できない場合や、現に同居している場合(住民票が同一の場合を含む)は、父母どちらのみが保護者であるとは認められませんので、別居中の配偶者の保育の必要性の事由を確認するための書類の提出が必要となります。</p> <p>※利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。</p> <p>※6か月前までに発行されたものであっても現状と異なる場合は、最新の状況が記載されたものを提出してください。</p>
虐待やDVにより避難している	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・公的機関が発行する証明書(保護命令書、保護証明書等) 	<p>※申立書は、川口市所定様式を使用してください。</p> <p>※利用申込前に保育幼稚園課にご相談ください。</p>
保護者が拘禁中である	<ul style="list-style-type: none"> ・拘禁中であることを証する書類 	
保護者が指定難病医療等の給付を受けている	<ul style="list-style-type: none"> ・ア～エのいずれかの写し ア 指定難病に係る医療受給者証 イ 特定疾患医療受給者証 ウ 県単独指定難病医療受給者証 エ 先天性血液凝固因子欠乏症等医療受給者証 	
同居している親族が障害者(療育)手帳の交付を受けている	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者(療育)手帳の写し 	<p>※氏名や等級・有効期限(判定日)が記載されている部分をコピーして提出してください。(有効期限(判定日)内のもの)</p>

資料3：保育施設一覧

※下記施設の中には、協定を結んだ近隣の保育施設が連携して、土曜日に1か所の保育施設で共同保育を実施している施設があります。詳細は資料4「共同保育について」をご確認ください。

令和7年度既存施設

施設コード	施設名称	地区
2	栄町保育所	中央
1	本町保育所	中央
52	川口駅前保育園	中央
463	川口きらら保育園	中央
471	彩の実保育園	中央
476	はなにこ保育園	中央
501	コマームナーサリー本町	中央
493	ひふみ保育園	中央
496	たいよう保育園川口本町園	中央
90	ういず川口本町保育園	中央
475	ふるーる保育園川口本町	中央
64	カルチャー保育園	中央
91	ういず川口東口保育園	中央
500	コマームナーサリー樹モール	中央
93	まなびの森保育園川口	中央
466	キッズランド川口金山町園	中央
95	太陽の子川口幸町保育園	中央
72	あいう園	中央
487	いろは園	中央
104	保育所まあむ川口東口園	中央
464	KIDSONE OHANA 川口	中央
5202	ポミエ保育園	中央
5001	ユアーズ・マミー保育室	中央
5203	コマームナーサリー川口	中央
5201	さくら保育園川口東口園	中央
5223	まーぶる保育園リプレ川口園	中央
5251	保育所キッズアイランド川口市役所前園	中央
5204	保育園キッズハウス川口園第1保育室	中央
5245	保育園キッズハウス川口園第2保育室	中央
5	横曽根保育所	横曽根
7	仲町東保育所	横曽根
53	川口西保育園	横曽根
8	並木南保育所	横曽根
45	並木東保育園	横曽根
499	ミラッツ川口保育園	横曽根
477	川口アイ保育園	横曽根
75	ういず川口西口保育園	横曽根
491	KIDS ONE 川口	横曽根
103	川口すみれ保育園	横曽根

施設コード	施設名称	地区
478	かわぐち杜の保育園	横曽根
460	みらい保育園	横曽根
497	なぎさ川口宮町保育園	横曽根
74	まなびの森 川口リボンシティ保育園	横曽根
457	西川口クマさん保育所	横曽根
5232	保育所まあむ川口西口園	横曽根
5252	Happiness川口保育園	横曽根
5239	ふるーる保育園川口並木	横曽根
5231	西川口アイ保育園	横曽根
5228	たいよう保育園西川口駅西口園	横曽根
5206	たいよう保育園西川口駅東口園	横曽根
5249	エンゼル保育園 川口駅前園	横曽根
5224	保育所ちびっこランド飯塚園	横曽根
5205	あゆみ保育所	横曽根
8601	西川口幼稚園	横曽根
10	南青木保育所	青木
16	上青木西保育所	青木
18	前川南保育所	青木
17	前川保育所	青木
14	青木保育所	青木
15	上青木保育所	青木
470	川口青木おおぞら保育園	青木
494	ドルフィン・キッズ保育園川口	青木
458	たいよう保育園中青木園	青木
492	西青木クマさん保育所	青木
62	しいのみ保育園	青木
5242	あいう園乳児保育室	青木
5233	ふるーる保育園川口前川	青木
5235	たいよう保育園上青木西園	青木
5234	Merryびい〜んず保育園	青木
5229	びい〜んずくらぶNeo	青木
8503	認定こども園清泉幼稚園	青木
19	あさひ保育所	南平
20	朝日北保育所	南平
22	朝日西保育所	南平
46	南平保育園	南平
25	領家保育所	南平
461	バンビ保育園あさひ	南平
81	おさなご園	南平

資料3：保育施設一覧

※下記施設の中には、協定を結んだ近隣の保育施設が連携して、土曜日に1か所の保育施設で共同保育を実施している施設があります。詳細は資料4「共同保育について」をご確認ください。

令和7年度既存施設

施設コード	施設名称	地区
94	ういず川口元郷駅前保育園	南平
71	ワールド保育園	南平
479	さくらそう保育園元郷	南平
63	レオ保育園川口	南平
61	アケボノ保育園	南平
465	元郷まりーな保育園	南平
102	みどりご園	南平
5226	さくらそう保育園朝日	南平
5007	さくらそう保育園東領家	南平
5238	川口よつば保育園 東領家園	南平
27	新郷峯保育所	新郷
26	新郷保育所	新郷
70	鳩笛保育園	新郷
467	あおい保育園	新郷
5008	可愛い子保育園	新郷
8504	認定こども園 新郷南幼稚園	新郷
28	根岸北保育所	神根
29	神根保育所	神根
67	まなびの森 川口こども園	神根
468	川口木曾呂ゆたか保育園	神根
498	汽車ぽっぽ保育園きぞろ	神根
98	川口おおぞら保育園	神根
101	川口星の子保育園	神根
66	赤芝保育園	神根
5209	よつば保育園	神根
5208	エンゼル保育園石神園	神根
5210	保育園キッズハウス新井宿駅前園	神根
8003	あーす保育園 イオンモール川口	神根
8000	タムスわんぱく保育園川口	神根
35	芝中央保育所	芝
37	芝西保育所	芝
32	芝保育所	芝
34	芝園保育所	芝
38	芝北保育所	芝
30	芝南保育所	芝
36	芝高木保育所	芝
472	スキップ川口保育園	芝
106	リトル宙保育園	芝
488	Gakkenほいくえん 川口芝	芝

施設コード	施設名称	地区
105	インフィニティ保育園柳崎園	芝
5230	ともいき保育園	芝
5240	ふるーる保育園川口芝	芝
5225	ゆたか保育園	芝
5241	かたつむり保育園芝新町	芝
5003	たいよう保育園芝中田園	芝
8001	ふるーる保育園川口二十三夜	芝
8506	認定こども園川口さかえ幼稚園	芝
8507	川口しらぎく幼稚園	芝
8501	川口ふたばこども園	芝
39	安行保育所	安行
60	安行東光保育園	安行
490	プリスクレール・ティソ・アンジェ安行藤八	安行
96	汽車ぽっぽ第2保育園	安行
99	かわぐちこころ保育園	安行
486	川口安行まりーな保育園	安行
5219	安行東おうち保育園neo	安行
5220	ひよこ保育園	安行
8505	安行こども園	安行
31	戸塚西保育所	戸塚
40	戸塚保育所	戸塚
50	戸塚しらぎく保育園	戸塚
51	戸塚のぞみ保育園	戸塚
462	うぐす保育園川口戸塚	戸塚
92	フォーマザー西立野保育園	戸塚
481	東川口あら川保育園	戸塚
82	東川口鳩笛保育園	戸塚
502	第2東川口鳩笛保育園	戸塚
469	たいよう保育園東川口園	戸塚
454	プリスクレール・ティソ・アンジェ川口戸塚	戸塚
483	そよ風保育園 戸塚園	戸塚
69	アスク東川口保育園	戸塚
97	ステラ川口戸塚保育園	戸塚
79	ういず戸塚安行駅前保育園	戸塚
80	赤芝第二保育園	戸塚
495	東かわぐちポポロ保育園	戸塚
456	フォーマザー保育園第2分園	戸塚
77	フォーマザー保育園第1分園	戸塚
73	フォーマザー保育園	戸塚

資料3：保育施設一覧

※下記施設の中には、協定を結んだ近隣の保育施設が連携して、土曜日に1か所の保育施設で共同保育を実施している施設があります。詳細は資料4「共同保育について」をご確認ください。

令和7年度既存施設

施設コード	施設名称	地区
76	汽車ぽっぽ保育園	戸塚
482	プリスクレール・ティソ・アンジェ戸塚安行	戸塚
480	アートチャイルドケア川口くれよん保育園	戸塚
5006	第1ひまわり園	戸塚
5004	東川口保育園えくぼ	戸塚
5218	保育ルームFelice東川口園	戸塚
5215	東川口駅前そよ風保育園	戸塚
5214	うさぎ野原の保育園	戸塚
5216	第2ひまわり園	戸塚
5005	たいよう保育園戸塚東園	戸塚
5246	さくら保育園 西立野園	戸塚
5247	さくら保育園 戸塚園	戸塚
5212	第1フォーマミー保育園	戸塚
5213	第3フォーマミー保育園	戸塚
5211	保育園キッズハウス東川口園第1保育室	戸塚
5244	うさぎ第2保育園	戸塚
5248	保育ルーム スター☆キッズ	戸塚
8002	埼玉ヤクルト保育園とつかもぐもぐ保育ルーム	戸塚
41	桜保育所	鳩ヶ谷
42	里保育所	鳩ヶ谷
44	三ツ和保育所	鳩ヶ谷
43	南鳩ヶ谷保育所	鳩ヶ谷
83	はとがや保育園	鳩ヶ谷
473	正光寺保育園鳩ヶ谷園	鳩ヶ谷
489	鳩ヶ谷キッズランド	鳩ヶ谷
87	マリヤ保育園	鳩ヶ谷
484	アルタキッズ鳩ヶ谷園	鳩ヶ谷
485	みずほ保育園川口里	鳩ヶ谷
459	いちごひがし保育園	鳩ヶ谷
86	鳩ヶ谷めぐみ保育園	鳩ヶ谷
84	いちご保育園	鳩ヶ谷
85	どんぐり保育園	鳩ヶ谷
100	太陽の子南鳩ヶ谷駅前保育園	鳩ヶ谷
88	いちごみなみ保育園	鳩ヶ谷
474	はちまんぎ保育園	鳩ヶ谷
455	川口まりーな保育園	鳩ヶ谷
89	バンビ保育園みどり	鳩ヶ谷
5221	Kid'sPatioはとがや園	鳩ヶ谷
5250	かたつむりベビー保育園 鳩ヶ谷	鳩ヶ谷

施設コード	施設名称	地区
5236	保育ルームFelice鳩ヶ谷園	鳩ヶ谷
5243	保育所ちびっこランド南鳩ヶ谷駅園	鳩ヶ谷
5227	桃の花ナーサリー南鳩ヶ谷ルーム	鳩ヶ谷
5237	桃の花ナーサリー第2南鳩ヶ谷ルーム	鳩ヶ谷
8502	みのりこども園	鳩ヶ谷

資料3: 保育施設一覧(認可保育施設に関するお知らせ)

利用申込の際は、ご留意いただきますようお願いいたします。

■移転に関するお知らせ

○朝日北保育所

朝日北保育所は、新園舎建て替えのため、仮設園舎(住所:朝日2-3-4)に一時移転しています。

【朝日北保育所所在地(仮設園舎) 位置図】



○しいのみ保育園

新園舎建て替えのため、敷地内に仮設園舎を建設し、一時移転を予定しています。仮設園舎への移転時期は令和7年11月ごろを予定しています。

■運営事業者変更のお知らせ

青木保育所は、令和8年4月1日より運営事業者が川口市となります。

■閉園のお知らせ

○青木北保育所(青木地区・公設公営)

令和8年3月31日をもって廃止いたします。

○タムスわんぱく保育園川口(神根地区・事業所内)

令和9年3月31日をもって閉園いたします。

○コンビプラザ川口東保育園(中央地区・民設民営)

令和10年3月31日をもって閉園いたします。

資料4:共同保育について

■ 土曜日共同保育(令和7年7月1日現在)

協定を結んだ近隣の保育施設が連携して、土曜日に1か所の保育施設で共同保育を実施する『土曜日共同保育』を行います。依頼施設に在籍しているお子さんが土曜日保育を利用される場合は、原則、実施施設へ送迎が必要となりますので、ご注意ください。なお、令和7年7月1日時点での実施施設の一覧となっています。今後、事業者の都合により、変更となる可能性があります。土曜日保育を希望するかたは、申込受付期間の終了日までに各施設へ土曜日保育について確認いただくようお願いします。

依頼施設		実施施設(実際に保育をする施設)		
地区	施設名称	地区	施設名称	所在地
戸塚	うさぎ野原の保育園	戸塚	汽車ぼっぼ保育園	東川口6-8-19
	うさぎ第2保育園			
横曽根	KIDS ONE 川口	中央	KIDSONE OHANA 川口	川口2-9-14
南平	さくらそう保育園朝日	南平	さくらそう保育園元郷	元郷1-21-13
	さくらそう保育園東領家			
中央	たいよう保育園川口本町園	青木	たいよう保育園中青木園	中青木4-11-1
青木	たいよう保育園上青木西園			
横曽根	たいよう保育園西川口駅西口園			
	たいよう保育園西川口駅東口園			
芝	たいよう保育園芝中田園			
戸塚	たいよう保育園戸塚東園	戸塚	たいよう保育園東川口園	戸塚3-1-25
戸塚	第1ひまわり園	戸塚	第2ひまわり園	戸塚南1-1-25
戸塚	第1フォーマミー保育園	戸塚	フォーマザー保育園	東川口3-2-29
	第3フォーマミー保育園			
市外	フォーマミー浦和美園保育園			
戸塚	第2東川口鳩笛保育園	戸塚	東川口鳩笛保育園	戸塚1-7-11
横曽根	西川口アイ保育園	横曽根	川口アイ保育園	川口6-5-16
戸塚	東川口駅前そよ風保育園	戸塚	そよ風保育園戸塚園	戸塚3-32-22
青木	びい〜んずくらぶNeo	青木	Merryびい〜んず保育園	前川1-14-4
中央	保育園キッズハウス川口園第2保育室	中央	保育園キッズハウス川口園第1保育室	川口1-5-14 スイフントワ-川口2F 201
横曽根	保育所まあむ川口西口園	横曽根	ういず川口西口保育園	飯塚1-2-16 川口ホームズ2F
中央	保育所まあむ川口東口園	中央	ういず川口東口保育園	栄町3-11-17 クレール川口プラザ1F
鳩ヶ谷	桃の花ナーサリー南鳩ヶ谷ルーム	鳩ヶ谷	桃の花ナーサリー第2南鳩ヶ谷ルーム	南鳩ヶ谷4-17-16-301

■ 上記以外の土曜日保育

共同保育を実施していない施設については、原則、在籍している施設で保育を実施しています。ただし、事業者の都合により、共同保育へ変更となる可能性がありますので、土曜日保育を希望される方は、申込受付期間終了日までに各施設へご確認ください。

■ お盆期間の共同保育

お盆期間(8/13-8/16)について、「共同保育」を実施している施設があります。依頼施設に在籍しているお子さんがお盆期間に保育施設を利用される場合は、原則、実施施設へ送迎が必要となりますので、ご注意ください。実施の有無については、各施設へお問い合わせください。

資料5:川口市私立幼稚園 預かり保育実施一覧

川口市の私立幼稚園では、通常の保育時間の前後にお子様をお預かりする「預かり保育」を実施しております。
※詳細は各園にお問い合わせください。

《令和7年9月1日現在》

No.	幼稚園名	住所	電話番号	曜日	開園時間 (預かり保育時間含む 最長時間)	長期休暇中 (※1)
1	川口南	川口6-1-41	048-252-6460	月～金	7:00～19:00	○
2	川口文化	幸町3-5-33	048-253-0331	月～金	8:00～19:00	○
3	ゆりかご	坂下町3-17-20	048-281-3607	月～金	7:50～18:20	○
4	松葉	領家2-14-11	048-222-3245	月～金	7:30～17:00	○
5	小鳩	東本郷1185	048-281-0329	月～金	8:00～18:00	○
6	清月	芝5222	048-266-4760	月～金	8:40～17:00	
7	松原	安行領根岸2143-1	048-281-1245	月～金	7:30～19:00	○
8	共生	飯塚2-9-4	048-252-4101	月～金	8:00～18:30	○
9	川口アソカ	青木4-20-13	048-253-9489	月～金	8:30～18:30	○
10	いずみ	芝西2-16-3	048-265-0106	月～金	8:00～18:00	○
11	ふじみ	本前川2-12-15	048-266-7823	月～金	7:30～19:00	○
12	たちばな	辻705	048-283-2225	月～金	7:45～17:30	○
13	翠ヶ丘	安行慈林880	048-284-4141	月～金	8:30～18:00	○
14	青木錦生	中青木4-6-25	048-255-1158	月～金	8:30～18:00	○
15	小桜	石神1340	048-294-3366	月～金	8:00～17:30	○
16	北川口	道合1221	048-281-2333	月～金	8:00～18:00	○
17	旭	前野宿50	048-281-5353	月～金	8:30～17:30	○
18	みつわ	八幡木1-16-11	048-281-3062	月～金	7:30～18:30	○
19	芝みずほ	小谷場199-1	048-265-0233	月～金	7:50～18:30	○
20	きざろ	木曾呂838	048-295-1016	月～金	8:00～19:00	○
21	安行東光	安行原1625	048-296-1225	月～金	8:00～18:30	○
22	川口あけぼの	元郷5-25-10	048-222-5242	月～金	8:00～18:00	○
23	川口くるみ	末広3-9-19	048-222-3642	月～金	8:00～17:00	○
24	赤芝	赤芝新田540-1	048-295-1802	月～金	8:00～16:00	
25	ひのつめ	芝樋ノ爪2-8-25	048-265-5354	月～金	7:30～18:30	○
26	しば	芝下1-2-26	048-265-7156	月～金	7:30～18:30	○
27	川口	木曾呂1425	048-295-1195	月～金	7:30～19:00	○
28	やはぎ	南鳩ヶ谷3-9-1	048-284-0162	月～金	7:30～19:00	○
29	さと	里1155-5	048-284-6010	月～金	8:00～18:00	○
30	東川口	戸塚東3-8-25	048-296-0280	月～金	7:30～19:00	○
31	新郷松原	東本郷709-3	048-284-5675	月～金	7:30～19:00	○
32	芝園	芝園町3-16-1	048-269-2221	月～金	7:30～19:00	○

※ 長期休暇(夏休み、冬休み、春休み等)の実施については園へお問い合わせください。

川口市役所子ども部保育幼稚園課内 幼児教育無償化事務センター 電話:048-259-9043(直通)

【申請にあたっての同意事項】

- 1 **変更（転園）が決定した場合は、現在利用中の保育所等を引き続き利用することはできません。**必ず変更（転園）先の保育所等を利用していただくことになります。
- 2 利用調整により、変更（転園）できなかった場合は、現在利用中の保育所等を引き続き利用していただくことになります。
- 3 **変更申請については、1月利用調整まで有効となります。**変更（転園）希望がなくなり、申請を取り下げたい場合は、各月申込締切日までに保育幼稚園課にご連絡ください。直近の提出期限までに取下げの連絡がない場合は、変更希望があるものとみなして、利用調整を行います。
- 4 **変更申請後に市外へ転出（引越し）した場合や、利用中の保育所等を退所した場合は、変更申請を取り下げます。**また、面接実施後や利用決定後に市外へ転出（引越し）した場合や、利用中の保育所等を退所した場合も、原則利用を取り消します。

令和 8 年度利用保育所等変更申請書

（あて先）川口市長

上記同意事項に同意のうえ、現在利用している保育所等を変更したいので、次のとおり申請します。

令和 年 月 日

保護者住所 _____
 申請者 ふりがな _____
 保護者氏名 _____
 電話番号 () (父・母・他)

※申請について確認のご連絡をすることがありますので、繋がりがやすいかたの番号をご記入ください。

ふりがな	性別	生年月日	令和 年 月 日	歳児
申込児童氏名	男・女			

利用変更希望月	令和 8 年 4 月	利用中の保育所等の名称
利用変更希望月が4月の方のみいずれかにチェック (✓)	<input type="checkbox"/> 4月のみ変更希望 (4月に変更できなかった場合、変更申請を無効とし、取り下げる) <input type="checkbox"/> 5月以降も変更希望 (4月に変更できなかった場合、変更申請を有効とし、1月まで選考にかける)	

変更を希望する保育所等の名称（川口市内の保育所等のみ記入してください）

希望順位	施設コード	施設名	希望順位	施設コード	施設名
第1希望			第6希望		
第2希望			第7希望		
第3希望			第8希望		
第4希望			第9希望		
第5希望			第10希望		

※保育所等は20か所まで希望できます。11か所以上希望がある場合は、別紙に記入のうえ、本申請書に添付してご提出ください。

同居の家族の状況（上記申請保護者、申請児童以外すべての方を記入してください）

ふりがな氏名	児童との続柄	生年月日	職業、学校、保育施設名等
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

どちらかに○をつけてください。

同居世帯者の中で障害者手帳交付者	無 ・ 有	外国籍の保護者	無 ・ 有（父 ・ 母）
勤務先の代表者が親族である	いいえ ・ はい（父 ・ 母）	※代表者が配偶者の場合は、就労実態申告票 上記以外の場合は、給与明細3か月分をご提出ください。	

※裏面も必ずご確認ください

【兄弟姉妹と同時に申請をする方】

次の1又は2に記入してください。※どちらにも該当する場合は、2のみ記入してください。

1 現在、兄弟姉妹が保育所等を利用しており、変更申請をするお子さんが同時に2人以上いる場合

以下の条件について、該当するいずれかの口欄にチェック（✓）をしてください。

① 同時期・同施設（兄弟姉妹が同一時期に同一保育所等を利用できるまでは現在利用中の保育所等を利用する）
※兄弟が同じ保育所に内定した場合、申込は取下げとなります。

② 同時期・別施設（兄弟姉妹と同一時期であれば別々の保育所等でも変更を希望する）

③ 別時期・別施設（兄弟姉妹と同一時期に保育所等を利用できなければ、先に1人でも変更を希望する）

②又は③に該当する場合は、いずれかの口欄にチェック（✓）をしてください。

ア 兄弟同一施設優先（希望順位よりも兄弟姉妹、同一保育所等への変更を優先する）

イ 希望順位優先（兄弟姉妹、同じ保育所等よりも希望順位の高い保育所等への変更を優先する）

2 変更申請をするお子さん以外で、新規利用申込済又は新規利用申込をするお子さんがいる場合

以下の条件について、該当するいずれかの口欄にチェック（✓）をしてください。

④ 新規利用申込のお子さんと同保育所等を利用できる場合のみ、変更を希望する。

※新規利用申込のお子さんと同保育所等の利用が決まった場合は、以降の選考を行いません。
（新規利用申込のお子さんが、異なる保育所等に利用内定した場合は、ご相談ください。）

⑤ 新規利用申込のお子さんの利用先保育所等に関わらず、変更を希望する。

⑤に該当する場合は、いずれかの口欄にチェック（✓）をしてください。

ア 兄弟同一施設優先（希望順位よりも兄弟姉妹、同一保育所等への利用を優先する）

イ 希望順位優先（兄弟姉妹、同一の保育所等よりも希望順位の高い保育所等への利用を優先する）

～保育所等を記入する際の注意事項～

選択番号	注 意 事 項
①	すべての希望順をそろえて記入してください。兄弟が同じ園に内定した場合、申込は取下げとなります。
②-ア ③-ア	同時に利用をしたい保育所等までは、希望順をそろえて記入してください。
②-イ ③-イ	それぞれが利用をしたい希望順で記入してください。
④ ⑤-ア	同時に利用をしたい保育所等までは、現在利用中の保育所等も含めて希望順をそろえて記入してください。 新規利用申込のお子さんは、利用申込書裏面の③-アを記入してください。
⑤-イ	それぞれが利用をしたい希望順で記入してください。 新規利用申込のお子さんは、利用申込書裏面の③-イを記入してください。

【申請後の流れ】

1 利用調整により、変更（転園）が決定した場合の流れは、次のとおりとなります。

(1) 変更希望月が5月から1月までの場合

利用開始決定となった月の前月中旬頃に、**現在利用中の保育所等から直接ご連絡します。**

(2) 変更希望月が翌年度4月の場合

1次受付については**郵送**、2次受付については**現在利用中の保育所等から直接ご連絡します。**

※(1)、(2)どちらの場合も、決定保育所等に連絡をしていただき、お子さんと一緒に面接を受ける必要があります。なお、変更（転園）が決定した場合は、現在利用中の保育所等を引き続き利用することはできませんので、ご了承ください。

2 利用調整により、変更（転園）ができなかった場合は、「保育所等利用保留通知書」を郵送します。
翌月以降の結果については、変更（転園）が決定した場合のみ現在利用中の保育所等からご連絡します。

3 変更申請については、**1月利用調整まで有効となります。**2、3月については、翌年度4月の利用調整を先に実施することにより、空きがあった場合も変更（転園）することはできません。**変更希望がなくなり申請を取り下げたい場合は、各月申込締切日までにご連絡ください。**

提出先：保育幼稚園課（郵送可）又は現在利用中の保育施設

添付書類：保護者の保育の必要性の事由を証する書類（就労証明書等）、保護者の在留カード（写し）等
※書類に不備があると、利用調整を行うことができません。

提出期限：(1) 変更希望月が5月から1月までの場合

変更希望月の前月5日（5日が閉庁日の場合は、翌開庁日） ※保育幼稚園課必着

(2) 変更希望月が翌年度4月の場合

年度により提出期限日が異なりますので、詳細については市ホームページ等をご確認ください。

郵送の場合の宛先：〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所 子ども部保育幼稚園課 入所係宛

※保育所等に書類を提出する場合は、提出期限までに保育幼稚園課へ間に合うように提出してください。

※申請書類の提出後に希望保育所等を変更したい場合は、提出期限までに「申込内容変更届」を提出してください。